

建設産業常任委員会

- 1 開 議 平成31年3月14日(木) 午前10時00分
- 2 場 所 議会棟第1会議室
- 3 付議事件及び順序

日程第1 議案第30号 大田原市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について

建設産業常任委員会名簿

委員長	高	瀬	重	嗣	出席	
副委員長	弓	座	秀	之	出席	
委員	星		雅	人	出席	
	前	野	良	三	出席	
	小	野	寺	尚	武	出席
	小	林	正	勝	出席	

当 局 水道部長兼水道課長 伊 藤 隆 広 出席

事務局 菊 池 康 弘 出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（高瀬重嗣君） ただいまの出席委員は6名であり、定足数に達しております。これより建設産業
常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット表示のとおりです。

当局の出席者は、伊藤水道部長です。

◎議案第30号 大田原市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第30号 大田原市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を
改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

伊藤水道部長。

○水道部長（伊藤隆広君） 私からは、議案第30号 大田原市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理
者に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたしますので、80ページ、議案補助資料を
ごらんください。

学校教育法の一部を改正する法律が平成29年5月31日に、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴
う関係政令の整備に関する省令が平成29年9月1日に、学校教育法を一部改正する法律の施行に伴う厚生
労働省令の整備に関する省令が平成30年2月16日に公布され、平成31年4月1日から施行されます。

学校教育法の改正の概要につきましては、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として専
門職大学及び専門職短期大学の制度が設けられました。専門職大学の課程は、前期と後期に区分され、前
期課程を修了した者については、短期大学の卒業と同様の教育水準を達成したとみなされるものでありま
す。そのため、大学卒業者に専門職大学の前期課程修了者を含める旨を法令上明記するものであります。

それでは、改正部分をご説明いたしますので、新旧対照表81ページをごらんください。第3条第3号中、
「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に、「（同
法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、第4条第2号中、「卒業した後」の
次に、「（学校教育法による専門大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「第3号に規定する学
校を卒業した者」の次に、「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加えるも
のであります。

79ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は平成31年4月1日から施行すると定めるも
のでございます。

以上で議案第30号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 座ったままでよろしいですか。

○委員長（高瀬重嗣君） はい。

○委員（小野寺尚武君） まず、お伺いしますけれども、これ学校の一部改正ということで、専門職業というのですか、専門職大学4年制かまたは前期、後期ということで、これが始まるわけですが、これらこの現在水道事業に関する条例の一部を改正するのですけれども、大田原市にとってこの水道だけが、まずお聞きしたいのですが、水道だけなのでしょうか、この学校に関して条例改正しなくてはならないというのは。

○委員長（高瀬重嗣君） 水道部長。

○水道部長（伊藤隆広君） ただいまのご質問で、大田原市で水道事業の中には水道技術管理者、それから布設工事監督者というのが任命されて工事施工管理に当たるわけなものですから、4月1日から短期大学並みのその学校教育法の前期課程を卒業した者は短期大学卒業者とみなすということで、水道事業が一番最初かと思います。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） そうすると、この後建設課内でほかにも出てくると了解してよろしいのですか。

○委員長（高瀬重嗣君） 水道部長。

○水道部長（伊藤隆広君） 建設関係では水道部のみで、あとは教育総務課が出てくるかと思います。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） これは4月から学校が開校される場合もあるのでしょうかけれども、大田原市近辺では今のところそういった見ますと、調べますと、ないのではないかと思うのですけれども、そこらのところちょっとわかっている範囲で。

○委員長（高瀬重嗣君） 水道部長。

○水道部長（伊藤隆広君） 委員ご指摘のとおり、大田原市内の大学ではそういうふうな水道に関する前期課程というものに該当する学校はございません。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 大田原市に限らないで、この近辺の栃木県等で今申請を出しているということは今はないですね。

○水道部長（伊藤隆広君） 足利工業大学等は前期課程のみで、この短大並みということになるかと思えます。

○委員長（高瀬重嗣君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 大変済みません、細かいことをまずお聞きして。

この条例改正なのですけれども、そうすると今までの条例の資格は、とりあえずそのまま、新たにそ

の専門職大学ですか、その短期、4年出る方もいるでしょうし、2年、3年、短期は2年と3年と分かれても、どちらでも通用するわけなのですけれども、今のところそれは両立てといくということによろしいのでしょうか。

○水道部長（伊藤隆広君） はい、そうです。

○委員長（高瀬重嗣君） 小野寺委員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第30号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号 大田原市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

以上で当局提出の付議事件の審査は終了いたしました。

当局の皆さんご苦労さまでした。

◎散 会

○委員長（高瀬重嗣君） 以上で当委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これにて建設産業常任委員会を散会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時09分 散会